

入間市個人情報保護条例の一部を改正する条例 改正要旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）及びデジタル庁設置法（令和3年法律第36号）が施行されることに伴い、次の改正を行います。

- 1 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合されることから、条文中に引用している法律の規定を改めます。
- 2 情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることから、条文に特定個人情報の訂正に係る通知先として規定している「総務大臣」をデジタル庁の長である「内閣総理大臣」に改めます。
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正により、特定個人情報の訂正に関する通知先に係る規定における同法の引用条文に号ずれが生じるため、条文の整備を行います。

- 施行日
- 1 デジタル整備法第50条の規定の施行期日として政令で定める日
 - 2 公布の日
 - 3 公布の日